

# 新しいふれあい社会

認定NPO法人東葛市民後見人の会

広報室(会報:毎月700部発行)

事務局 我孫子市湖北台6-5-20

平成30年9月発行(第54号)

Tel/Fax 04-7187-5657

## 市民後見人が行う身上保護の事実行為はどこまで可能か

### —アンケートの自由回答から、問題点を探る—

理事 松村直道

はじめに

今年の7月9日、定例のスキルアップ研修会の席上、「市民後見人の職務は法律行為が原則であるが、思いやりを込めた活動は事実行為になり、それはやってはいけないのか」という疑問が出され、「身上保護の充実をめぐる後見人の不安」が、問題になりました。

弁護士や行政書士が後見人を務める場合、法律専門家の立場から財産管理や保全を重視し、身上支援は契約履行の確認に留まりがちといわれます。これに対して、社会福祉士や市民後見人は、人間関係重視の専門性や市民としての思いやりの精神に基づき、身上支援を重視する傾向にあります。その結果、被後見人訪問等において、本人の意思を尊重し安定した生活を確保したいという思いが、上記のような不安を生むに至っていると思われます。

そこで以下では、法律行為と事実行為の区別を改めて確認した上で、8月のスキルアップ研修会で実施された「後見人が行う事実行為の範囲についてのアンケート」結果を素材にして、問題状況を開示し、最後にそうした結果を生む背景について考えたい。

### 1 身上保護をめぐる、後見人活動の分類

成年後見人が行う法律行為は、財産管理と身上保護に分かれます。前者は不動産や動産、債券や債務の「管理」や保全が主であり、後者は健康診断、入院、住居確保、介護の依頼等の「契約」を通じて、安定した生活の確認が目的です。しかし、本人が介護施設への入所を希望する場合、介護施設の情報収集という事実行為が必要になります。このように、身上保護の契約を実現するためには、情報収集・連絡・相談といった「付随的な事実行為」が、不可欠になります。後見人の不安は、この付随的な事実行為の先にある、保護者が行う生活支援や、介護者が行う生活援助に、「無意識にのめりこんでいる」のではないかという所にあるようです。

そこで以下では、「付随的～代理代行的行為」に視点を定め、「後見人の身上保護活動」を6分類してみました。①付随的基礎的職務、②付随的充実的職務、③人情的な生活支援行為、④思いやり的生活支援行為、⑤人間性を求める生活援助的行為、⑥社会参加を求める生活援助的行為。この分類は、回答結果を見ながら不安の所在を考えるための、過渡的なものです。

### 2 アンケートの回答から見た、身上保護活動の実態

以下では、18名の回答者が記載した内容を、6つに分類してみました。

#### ①付随的基礎的職務(契約を実現するために、最低限必要な行為です)

「施設スタッフが施設の廊下を車いすを押して歩くのに同行した」、「更新国民健康保険証等を本部から受取、施設宛に届けた」

#### ②付随的充実的職務(本人の権利擁護や意思決定支援の充実に連なる行為です)

「本人と共に診察室で血液検査の結果の話を聞く」、「ケアプラン会議等に、本人と共に参加して意見交換する」、「電話代等の契約変更のため、携帯会社等へ情報収集に行った」、「看護師にヘアカットの申込依頼をする」、「特養への転院を決定、医師も参加いただき、本人に説明した」、「状況把握のため、入院見舞い」、「入所施設の施設サービス計画書のカンファレンスに参加」、「2年ごとの要介護認定面談に立ち会い」、

③人情的な生活支援行為（これは人道的道義的な行為です）

「よだれを拭く」、「衣服の乱れを直す」、「食事の簡単な介助（スプーンでゼリーを運ぶ）」、  
④思いやり的生活支援行為（これは人間らしさを求める行為です）

「面会時、車イスを押して施設内の庭を散歩」、「施設の食事に不満があるため、時々果物を持参する」、「ラジオカセットやCDの購入」、「肌着やタオル等の購入」、「家族に本人からの生活費を渡す」、「施設の夏祭りに参加する」 散歩の許可を得て、公園や近所を散歩した」

⑤人間性を求める生活援助的行為（これは生活のリズムを求める行為です）

「本（民話）の読み聞かせ」、「拘縮防止と予防のため、マッサージの実例を実演した」、「特養の車で病院まで移動し、入口からの車いすでの移動を担当した」、「生活の質の向上のため、観劇チケットの入手を手配した」、「外出レクとして、清水公園花ファンタジアを訪問」

⑥社会参加を求める代理代行的行為（これ自律的な生活支援を求める行為です）

「施設の車で、精神科外来受診に同行、薬を入手、次回受診日を予約、人手不足のため」、「墓参りの希望があり、同行する必要が出てくる」、「通夜・葬儀の手伝い」、「入院先のワーカーから、夏服が不足しているので購入してほしい、との要求があり、母親が高齢のため、3着程買い物した」、「車いすによる移動で身体介護を伴うため、移動支援事業を利用して、入院先の許可を得て、外食・買い物に連れ出す」、「施設の許可を得て、スニーカーを買いに靴屋に行った」、「眼鏡の購入に、本人とともにお店まで行った」

### 3 調査の結果から見えてくる課題

身上保護の場合、後見人の基本的な職務は、介護依頼等の契約が正しく履行されているかを確認し、被後見人の意思を尊重した安定した生活を確保することです。そのために、本人の生活の場に赴き、本人や周囲の人々と密接な人間関係を作る必要があります。これらの行動は、法律行為に「付随する事実行為」の周辺に、具体的に現れます。

調査結果を見ると、①と②が身上保護に付随する事実行為ですが、この「境界」を超える職務である③～⑥がかなり多いことが具体的に判明しました。しかし、これらの行為は、違法ではなく、関係者の意向や判断に委ねられています。最近は、権利擁護や意思決定支援との関係で、③以降の行動が注目されていますが、これは後見人を含めて、広く関係者が検討すべき課題です。⑥については、最近の医療改革・介護保険改革のなかで、被後見人を取り巻く人的な施設環境が悪化しており、それが後見人による代理代行業務を生んでいるとの意見もあります。

市民後見人が、付随的な事実行為を超えて、どこまで関わるべきかという課題は、「家族的な思いに引かれて・・・」という個人レベルの議論ではなく、保護者や施設の職員が生活支援や生活援助を十分にできなくなる背景まで含めて考える必要がありそうです。